

議案第29号

職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例制定の件

職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例

職員団体の登録に関する条例（昭和41年鹿児島県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「法」を「職員団体が法」に、「申請は」を「申請をする場合には、その代表者を通じて」に、「提出してしなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、「記載し、当該職員団体の代表者が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項第2号中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「の各号」を削る。

第5条第1項中「法」を「登録を受けた職員団体が法」に、「届出は」を「届出をする場合には、その代表者を通じて」に、「記載し、当該届出に係る職員団体の代表者が記名押印した」を「記載した」に、「提出してしなければ」を「提出しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

押印の見直し等に伴い、所要の改正をしようとするものである。